

## 京都府におけるプレコンセプションケア推進の方向性（案）

### 1. 京都府が推進するプレコンセプションケアとは

- 国の定義上、「プレコンセプションケア」とは、「男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促す」取組とされている。（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定））
- 性や妊娠に関する科学的知識を身に付けることは、予期せぬ妊娠を防ぎ、望む妊娠を叶えるために非常に重要な取組。
- 一方、予期せぬ妊娠や性被害、性感染症などのリスクから自らを守り、性や妊娠に関して、自らの主体的な選択に基づき、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るためには、互いを尊重し合う人間関係も含めた様々な観点から、普及啓発・支援を行うことも重要。
- このため、京都府が推進するプレコンセプションケアにおいては、
  - ・ 性や妊娠に関する科学的知識を身に付けることに加え、
  - ・ 身体的性差や性の多様性（性的指向・性自認等）、ジェンダーの平等等を誰もが理解し合い、自他の「性と生殖の健康」を人権として尊重する「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」の視点を盛り込み、
  - ・ 上記を土台として、自身が望む生き方・ライフデザインを描き、それを実現するために必要な人間関係の構築方法や健康管理の方法を身に付けるなど、国定義の「プレコンセプションケア」より幅広く、包括的な取組とする。
- これは、特定の価値観の押し付けではなく、府民ひとりひとりが権利の主体として、性や妊娠に関して、科学的知識に基づき、他人の生き方を尊重し、自分が望む生き方（ウェルビーイング）を実現できるようにするもの。

### 2. 京都府におけるプレコンセプションケア推進の全体像

- 幼児期から社会人に至るまで切れ目のないプレコンセプションケアを推進し、予期せぬ妊娠を防ぎ、望む妊娠を叶える。
- 京都府におけるプレコンセプションケアの推進に当たっては、
  - ・ 性や妊娠に関する科学的知識等を普及・啓発するための「集団アプローチ」
  - ・ 性や妊娠に関する相談・支援を行うための「個別アプローチ」を車の両輪とし、医療・保健・教育・企業等の関係者が協働して、社会全体で取り組む。

### 【集団アプローチ】

- 幼児期から社会人に至るまで、ライフステージに応じた、プレコンセプションケアに関する教育・研修プログラムを開発し、普及・啓発を実施する。
- 教育・研修プログラムを具体化するに当たっては、国際的なセクシュアリティ教育の指針とされている「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を参考とする。
- 教育・研修プログラムは、教育（教員）・医療（医師、助産師等）・地域保健（保健所、市町村）・企業（産業保健師等）等の関係者により、地域・学校・企業をはじめ、あらゆる機会を捉えて普及・啓発を実施する。
- そのために、普及・啓発の実施者を養成する研修を実施する。
- あわせて、府民に幅広く、「プレコンセプションケア」をより一層推進するため、京都府HPや啓発資材などを活用した普及・啓発を実施する。
  - （例）・乳幼児健診時にマンガ・リーフレット等を活用し、「プレコンセプションケア」を周知する
  - ・保護者向けに、学校の保健だよりや給食だより等を活用し、「プレコンセプションケア」を周知する
  - ・大学生・社会人向けに、栄養管理も含め、将来の妊娠に向けた健康づくりのリーフレットを作成し、周知する

### 【個別アプローチ】

- 性や妊娠に関する疑問、悩み等（※）に関する相談窓口を整備し、必要な支援につなげる。
  - ※ 例：生理が辛い、妊娠したかもしれない、なかなか妊娠しない など
- 将来の妊娠を希望する方に対しては、企業と連携し、将来の妊娠に備えた検査やカウンセリングを実施するなど、妊娠に向けて必要な行動（食習慣の見直し、婦人科の受診等）を考える機会を提供する。

(参考1) 性と生殖に関する健康と権利(「こども大綱」より抜粋)

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR: Sexual and Reproductive Health and Rights)。

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

G7広島サミットの首脳コミュニケ(2023年5月20日)において、「特に脆弱な状況にある妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年を含む全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利(SRHR)を更に推進することにコミットする」とされている。

(参考2) 国際セクシュアリティ教育ガイダンス

国際セクシュアリティ教育ガイダンスは、世界各国のセクシュアリティ教育に関わる専門家の研究と実践を踏まえ、国連教育科学文化機関(UNESCO)が作成したもの。

2009年に初版、2018年に改定され、国際的な性教育の指針となっている。

セクシュアリティの認知的、感情的、身体的、社会的側面を扱っており、幼児期から発達段階に合わせた教育を継続的に段階的に学ぶ教育カリキュラム。

知識を習得するだけでなく、態度や価値観、関係性のあり方などを含めた教育。

ガイダンスでは、対象を4つの年齢区分(レベル1:5~8歳、レベル2:9~12歳、レベル3:12~15歳、レベル4:15~18歳)に分け、学習内容と学習目標をそれぞれに設定している。

学習内容は、次の8つのキーコンセプトに基づいて構成されている。

- ① 人間関係
- ② 価値観、人権、文化、セクシュアリティ
- ③ ジェンダーの理解
- ④ 暴力と安全確保
- ⑤ 健康とウェルビーイングのためのスキル
- ⑥ 人間の体と発達
- ⑦ セクシュアリティと性的行動
- ⑧ 性と生殖に関する健康